

第8章 成績考査、進級および卒業の認定

(成績考査)

第26条 成績考査は、学科試験および実習並びに平素の成績により行う。

(学科試験)

第27条 学科試験は、定期試験および臨時試験の区分により、学院長の定める学科目並びに実習について行う。

- 2 定期試験は、学期末試験および学年末試験とする。
- 3 臨時試験は、学院長が必要と認めたとときに行う。

(受験資格)

第28条 前条の受験資格を得るためには、その科目の授業時間数の3分の2以上出席しなければならない。

(補習)

第29条 各科目の授業時間数の3分1以上欠席があった者は、不足時間数に相当する補習を受け、学院長がこれを認めた場合、受験資格を得ることができる。

(試験の成績)

第30条 各試験の成績は1科目100点満点とし、60点以上を合格点とする。

- 2 実習については実習の成果および出席状況等を考慮して成績を定める。

(再試験)

第31条 試験の成績が合格点に達しない者は、1回限り再試験を受けることができる。

- 2 再試験を受けようとする者は、1科目につき再試験料を添えて、再試験受験願を提出し、学院長の許可を受けなければならない。
- 3 再試験の結果合格した科目については、その評価は一律60点とする。

(追試験)

第32条 病気その他やむを得ない理由によって定期試験を受けることができなかつた者は、追試験を受けることができる。

- 2 追試験を受けようとする者は、医師の診断書もしくは試験を受けることのできなかつた理由を証明するに足る証明書と共に、1科目につき追試験料を添えて追試験願を提出し、学院長の許可をうけなければならない。

(進級、卒業)

第33条 進級および卒業の認定は、学業成績、出席状況等について評定のうえ、職員会議を経て学院長が行う。

- 2 欠席日数が当該学年の授業日数の3分の1を超えるときは、進級または卒業を認めない。
- 3 前後期試験の再試験において不合格となつた者は、年度末に行う進級・卒業認定試験を受けることができる。詳細は別に定める。

(卒業証書)

第34条 本学院所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。